

岩手県告示第341号

平成26年3月17日付け官報第6250号登載保安施設地区の指定をする件（平成26年農林水産省告示第421号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安施設地区の指定に係る通知の要旨

(1) 保安施設地区の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱26号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

九戸郡野田村大字野田第10地割字蒲沢40の137、40の137地先（次の図に示す部分に限る。）、字中沼43の8、43の8地先（次の図に示す部分に限る。）、43の10、43の11、44の3、44の13、44の14

(2) 所在が不明である通知の相手方 (1)に掲げる所在場所のうち九戸郡野田村大字野田第10地割字中沼43の8、43の10及び43の11に係る以下の者

山形福松、米田春治、中野証喜、坂下太郎、下向丑藏、北田菊一、小野善助、二又権太、大澤其吉、中野金藏、小野留吉、廣内初太郎、小野徳太、久慈宇助、狩野和吉、廣内熊次郎、日形井三太、小野寺猿松、宇部初太、中野初太郎、小野仁太郎、林崎市郎

2 通知の内容を掲示した場所 野田村役場

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。